



おかげさまで第一生命は、2012年9月に  
創立110周年を迎えます。

2012年4月9日  
第一生命保険株式会社  
財団法人都市緑化機構

---

## 第23回「緑の環境デザイン賞」の募集開始について

---

第一生命保険株式会社(社長 渡邊光一郎)および財団法人都市緑化機構(会長 矢野龍)では、  
第23回「緑の環境デザイン賞」の募集を4月10日(火)より開始します。

本賞は、地域の美しい景観を形成すると同時に、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する緑化プランを公募し、優秀な作品を表彰するとともに、その実現のための助成を行うもので、1990年に創設しました。2009年度より、名称を「緑のデザイン賞」から「緑の環境デザイン賞」に変更し、環境保全機能を積極的に取り入れたプランを評価する基準を加え、環境問題への対応強化を図っています。

創設以来これまでに、学校、医療・福祉施設、商店街、駅前など全国39都道府県、134の地域で新たな緑地が誕生しました。

第23回については、4月10日(火)から9月10日(月)までの期間において募集を行います。

受賞団体は11月初旬開催予定の審査会にて決定、2013年度春に東京で開催される表彰式で表彰されるとともに、副賞として緑化助成金800万円を上限として支援します。

財団法人都市緑化機構と共にこの賞を主催する第一生命保険株式会社は、「社会からの信頼確保」を目指すことを経営基本方針のひとつに掲げ、これからも人々の住環境の改善と環境問題の解決に取り組んでいきます。

主 催	財団法人都市緑化機構 第一生命保険株式会社
後 援	国土交通省 全国知事会 全国市長会 全国町村会
協 賛	社団法人建設広報協議会 一般社団法人日本公園緑地協会 社団法人日本造園建設業協会 都市緑化基金等連絡協議会
協 力	株式会社フジテレビジョン 株式会社産経新聞社 株式会社ニッポン放送 環境緑化新聞

第23回「緑の環境デザイン賞」 募集概要

- 主催 財団法人都市緑化機構・第一生命保険株式会社
- 後援 国土交通省・全国知事会・全国市長会・全国町村会
- 応募対象 ①場所：公有地、私有地を問わず、小規模であっても公開性があり、都市計画区域内にあること。  
②応募者：公益法人・特定非営利活動を行う団体・学校・商店組合・町内会・事業所等の法人・区画整理や再開発を行う団体及び同等以上の団体等
- 応募方法 所定の応募用紙に緑化プラン平面図等を添えて「緑の環境デザイン賞事務局」へご郵送ください。

「緑の環境デザイン賞」事務局  
〒101-0021  
東京都千代田区外神田 2-15-2 新神田ビル 8階 財団法人都市緑化機構内  
Tel 03-5256-7161 Fax03-5256-7164  
募集要綱・応募用紙は下記ホームページよりダウンロード下さい。  
URL ▶ <http://www.urbangreen.or.jp/>

- 審査 応募対象や応募条件と共に、総合的な評価により行われます。

・審査委員長	東京農業大学 名誉教授	進 士 五十八
・審査委員	千葉大学大学院 教授	赤 坂 信
	京南倉庫株式会社 代表取締役社長・詩人	上 村 多恵子
	国土交通省 都市局長	加 藤 利 男
	東京農業大学 教授	鈴 木 誠
	株式会社産経新聞社 専務取締役	外 山 衆 司
	音楽家・エッセイスト	森 ミドリ
	第一生命保険株式会社 代表取締役社長	渡 邊 光一郎
	第一生命保険株式会社 常務執行役員	川 島 貴 志
	財団法人都市緑化機構 専務理事	小 川 陽 一

(2012年4月1日現在)

- 表彰 国土交通大臣賞 2点以内 (表彰状 (国土交通大臣名)・副賞 (緑化助成))  
緑化大賞 数点 (表彰状 (主催者名)・副賞 (緑化助成))  
※緑化助成は800万円以内
- 日程 ・募集開始 2012年4月10日 (火)  
・締切日 2012年9月10日 (月) 当日消印有効  
・審査・発表 2012年11月上旬  
・表彰期日 2013年5月 (予定)

## 第23回「緑の環境デザイン賞」応募条件(抜粋)

### 1. 募集内容

- (1) 緑化プラン 地域の美しい景観を形成すると同時に、ヒートアイランド緩和や生物多様性保全などの緑の持つ環境保全機能によって人と自然が共生する都市環境の形成に寄与するもの。  
※学校等の緑化プランについては、教育の面で役立つものも対象とする。
- (2) 場 所 公有地、民有地を問わず、小規模であっても公開性があり、都市計画区域内にあること。  
※学校等の応募については子供たちの安全を考慮し公開性が低いものであっても対象とする。
- (3) 植 栽 等 緑化助成による植栽等は、形状として一団、もしくは列状であること。
- (4) 土地の所有 応募者と土地の所有者または管理者が異なる場合は、土地所有者または管理者から緑化プランの実現に関して同意が得られる見通しがあること。
- (5) 応 募 者 公益法人、特定非営利活動を行う団体、学校、商店組合、町内会、事業所等の法人や任意団体、地方公共団体、事業団、公社、区画整理や再開発を行う組合等の団体及びこれらと同等以上の団体であること。

### 2. 応募条件

- (1) プランを実現することが可能な土地の手当の見込みがあること。
- (2) 緑化プランは、原則として平成24年度内に工事完了が可能であること。但し、やむを得ない理由により工事完了が見込めない場合には、若干の延長を認めます。
- (3) 緑化の助成対象となる工事については、応募の時点及び審査の期間中に工事の発注または着工が行われていないこと。
- (4) 民間団体が応募する場合には、必ず都道府県、市区町村の公園緑地担当課またはこれらに準ずる公益法人の推薦状を添付すること。
- (5) 応募される緑化プランの中で、自己資金、他からの助成金等の本助成以外の費用が入って工事が行われる場合には、本助成と本助成以外で行う工事(対象物件)を明確に区分すること。
- (6) 緑化助成された植栽等は、引渡し後、責任ある維持管理が行え、その帰属が明確であり、永続性・持続性を有していること。(なお、受賞決定後、応募者と土地所有者または管理者が異なる場合には、応募者等による管理を行うための管理に関する協定の写しの提出をお願いすることになります。)
- (7) 主催者が定める「緑の環境デザイン賞」の受賞を示す統一規格のプレートを応募場所に設置することが可能なこと。(応募者と土地所有者または管理者が異なる場合には、その了解を得て下さい。)
- (8) 受賞者は、受賞1年目に現況の写真を(財)都市緑化機構に提出するとともに、簡単な管理状況等の報告を行うものとする。また2年目以降については、3年毎に(財)都市緑化機構からの要請に応じて写真の提出及び管理状況等の報告を行う。

### 3. 緑化助成

- (1) 助成方法 緑化助成工事は主催者(財団法人都市緑化機構)が行い受賞者に引き渡す方法と、受賞者が行う方法のいずれかによる。
- (2) 助成範囲 土地の造成等は含めず、樹木等の植栽を主体とする。
- (3) 管 理 引き渡し後の樹木等の日常的管理は基本的に受賞者等が行う。

### 4. 応募及び問合せ先